

要介護・要支援認定申請をされる皆様へ

1 介護認定申請について

介護保険サービスを利用するときは、介護認定を受ける必要があります。申請は本人のほか家族の方でも申請できます。

2 介護認定の申請先

申請書は介護保険課介護サービス係や地域包括支援センターで受け付けます。また、来庁できない方については郵送でも受け付けています。

申請先：清瀬市介護保険課介護サービス係
住所：〒204-8511 清瀬市中里5-842
電話：042-497-2080（直通）

■清瀬市介護保険課地域包括ケア係
住所:中里5-842 清瀬市役所(1階 4番窓口)
TEL :497-2080

■清瀬市介護保険課介護サービス係
住所:中里5-842 清瀬市役所(1階 4番窓口)
TEL :497-2080

■きよせ清雅地域包括支援センター
担当地域:中里・下宿・旭が丘
住 所:中里5-91-2
特別養護老人ホーム清雅苑 1階
T E L:495-1370

■きよせ信愛地域包括支援センター
担当地域:竹丘・梅園・野塩・松山
住 所:梅園2-3-15
特別養護老人ホーム信愛の園 1階
T E L:492-1850

■きよせ社協地域包括支援センター
担当地域:上清戸・中清戸・下清戸・元町
住 所:下清戸1-212-4
コミュニティプラザひまわり 2階
T E L:495-5516

○申請の代行を依頼する場合

- ①担当地域の地域包括支援センター
- ②指定居宅介護支援事業所
- ③介護保険施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設）

3 申請に必要なもの

(1) 申請書、認定調査連絡票

清瀬市役所介護保険課、各地域包括支援センターに備えてあります。

(2) 介護保険被保険者証（65歳以上の方）または医療保険被保険者証（40歳～64歳の方）

(3) 個人番号カード（マイナンバーカード）

(4) 印鑑

※ 申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師の情報を確認してください。

4 申請から認定までの流れ

申請後、訪問調査・主治医意見書をもとに審査会を行い、公平な審査・判定が行われ要介護度が決まります。

認定まではおおむね30日かかります。

(1) 訪問調査

清瀬市の調査員または市が委託した居宅介護支援事業所のケアマネジャーが訪問し、心身の状態や日中の生活の状況、家族、居住環境などについて聞き取り調査を行います。

※ 調査の際に、ご本人やご家族の方が、ご本人の普段の様子を調査員に詳しくお伝えいただくことが重要です。普段困っていることや不便に思っていることは、具体的に遠慮なく調査員にお伝えください。

(2) 主治医の意見書

清瀬市の依頼により主治医が意見書を作成します。本人または家族の方のご負担はありません。

(3) 一次判定

訪問調査の結果、主治医意見書の一部の項目をコンピューター入力し、一次判定を行います。

(4) 認定審査会（二次判定）

一次判定を基に、訪問調査の聞き取り内容・主治医意見書の内容を保健・医療・福祉の専門家が審査します。

5 介護認定結果通知について

審査の結果を受け、市が認定を行い新しい被保険者証と結果通知書を送付します。